

消費税率改定に伴う総合事業サービス単価の変更について

(令和元年 10 月 1 日～適用)

○訪問型サービス

◆相当サービス

種類	サービス対象者	変更前単位	変更後単位
訪問Ⅰ	要支援 1・2、事業対象者 (週 1 回程度利用)	1, 168/月	1, 172/月
訪問Ⅱ	要支援 1・2、事業対象者 (週 2 回程度利用)	2, 335/月	2, 342/月
訪問Ⅲ	要支援 2、事業対象者 (週 2 回程度利用)	3, 704/月	3, 715/月

特定処遇改善加算については、国が定める額とします。詳細は、後日お知らせするサービスコード表を参照してください。

その他の加算・減算は変更ありません。

◆基準緩和サービス

種類	サービス対象者	変更前単位	変更後単位
訪問Ⅰ	要支援 1・2、事業対象者 (週 1 回程度利用)	1回 204 月 4 回以上 818	1回 205 月 4 回以上 821
訪問Ⅱ	要支援 1・2、事業対象者 (週 2 回程度利用)	1回 204 月 8 回以上 1, 635	1回 205 月 8 回以上 1, 641

加算・減算はありません。

○通所型サービス

◆相当サービス

種類	サービス対象者	変更前単位	変更後単位
通所Ⅰ	要支援 1・2、事業対象者 (週 1 回程度利用)	1, 647/月	1, 655/月
通所Ⅱ	要支援 1・2、事業対象者 (週 2 回程度利用)	3, 377/月	3, 393/月

特定処遇改善加算については、国が定める額とします。詳細は、後日お知らせするサービスコード表を参照してください。

その他の加算・減算は変更ありません。

◆基準緩和サービス

種類	サービス対象者	変更前単位	変更後単位
通所Ⅰ	要支援 1・2、事業対象者 (週 1 回程度利用)	1回 288 月 4 回以上 1, 153	1回 289 月 4 回以上 1, 158
訪問Ⅱ	要支援 1・2、事業対象者 (週 2 回程度利用)	1回 204 月 8 回以上 2, 364	1回 296 月 8 回以上 2, 375

加算・減算はありません。

※サービス単価マスタ、サービス単価コード表は準備ができしだい、ホームページに掲載します。

○支給限度額（予定）

状態区分	変更前単位	変更後単位
事業対象者	5,003	5,032
事業対象者（退院直後で集中的にサービス利用することが自立支援につながると認められる場合、その他市長が認める場合）	10,473	10,531
要支援1	5,003	5,032
要支援2	10,473	10,531

○介護予防ケアマネジメント費については、各地域包括センターにメールでお知らせいたします。

ご確認ください

相当サービス給付費の請求は、月の途中で利用の変更があった場合、日割り計算で請求する場合と利用計画どおり1か月の単位数で請求となる場合があります。

また、基準緩和サービス給付費の請求は、実際の利用回数での請求となります。

詳細は長野市ホームページのQ&Aをご覧ください。

お問い合わせ先

地域包括ケア推進課 はつらつ応援担当 湯本

TEL (026) 224-7873

Fax (026)224-8574

声かけからはじめましょう

大切な人の「こころの悩み」に気づいたら

周りの方に、こんな様子ありませんか？

「どうしたの？」

あなたから声をかけましょう

「何かあったの？」



日中
ウトウトしている



病気やケガをした



ボーッとしている
目を合わさない



食事量が減った



親しい人が
亡くなった



勉強や仕事が
手についていない



お酒の量が増えた



急に口数が
少なくなった

●●● 相手の話を、ゆっくり聞きましょう ●●●

相手が話しやすい
環境で

話をよく聞き、
気持ちを
受け止めましょう



心配している
気持ちを伝え、
必要に応じて相談先を
紹介しましょう

悩んでいる人も話を聞く人も、ひとりで悩まないで！早めに相談を！

- 悩みごとによっては、「手助けが欲しい」と思うことがあるかもしれません。
- そんな時、解決の方法を一緒に考える相談先があります。
- 話を聞く人も相談できます。ひとりで悩まず、まずは電話をしてください。

長野市ではこころの悩みなどの相談に応じています。
お気軽にご相談ください。

こころの相談
専用電話

026-227-4455

相談時間 月～金 9:30～16:00(祝日、年末年始を除く)

気づいてください！あなたのこころのサイン！

こんな症状、ありませんか？

- 頭痛、不眠
- イライラ感
- 肩こり等



**ストレスが
たくさんたまっているかも**

こころの悩み、
大きくなってませんか？

- 楽しみ喜びを感じない
- 良いことがあっても気分が晴れない
- 趣味が楽しめない



うつ病の前兆かも

飲酒量、増えてませんか？

- 飲みたい気持ちがおさまらない
- 飲み始めると止まらない
- お酒でトラブルがあった



**長く続くと
アルコール依存症に**

こころのサインに気づいたら



「休めない」などと自分を追い込まず、十分な休息をとりましょう。



病院に相談し、医療の手助けをもらうのも一つの方法です。



ストレス発散目的のお酒は控えましょう。

長野市ではこころの悩みなどの相談に応じています。お気軽にご相談ください。

こころの相談専用電話 **026-227-4455** 相談時間 月～金 9:30～16:00 (祝日、年末年始を除く)

日頃からできる！あなたのこころと上手に付き合うコツ

自分の好きなことで
リフレッシュ



お風呂でゆっくり
休息を



音楽や映画で
気持ちをリセット



勉強や仕事、子育て中も
息抜きは大切



介護ハッカソン in 長野

アイデアと情報技術で 介護に挑戦!

介護ハッカソンの
発表はどなたでもご見学
いただけます(2日目)。
介護事業者や一般の方も
ご来場ください。

ITで新しい介護のカタチを生み出そう

長野市では、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を続けるために、介護を社会全体で支える仕組みを総合的に進めています。

「介護ハッカソン in 長野」では、介護関係者とITエンジニア達がチームを組み、斬新な技術やアイデアを持ち寄り、新しいプロトタイプの創出によって介護現場における課題解決を目指します。

「産業フェア in 信州2019」会場内で行われる結果発表はどなたでもご見学いただけます。新しい介護のカタチが生まれる瞬間に、ぜひお立ち会いください。

10/12 SAT. & 10/26 SAT.

時間 9:00 - 18:00

会場 シソーラス株式会社
長野市鶴賀権堂町2312-1【八十二銀行長野支店向い】

時間 9:00 - 18:00

会場 長野市ビッグハット(産業フェア in 信州2019会場)
長野市若里3丁目22-2
www.nagano-cci.or.jp/sangyoufair/

優勝
賞品

10万円相当

定員

30名

*定員に達し次第、締め切らせていただきます。

参加費

無料

介護関係者・ITエンジニア

介護 × IT

参加者大募集!

実施内容

10/12 SAT.

1
日
目

- ◆ルール、及びテーマの説明
- ◆介護施設見学
- ◆チームの構成
- ◆ハッカソン実施

※ 2日目開催までの期間、チームにて活動することも可能

シソーラス株式会社

-タイムスケジュール

9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00
説明	施設見学	→		チーム毎にハッカソン実施			→		

10/26 SAT.

2
日
目

- ◆ハッカソン実施
- ◆各チームの発表
- ◆審査員による審査・優勝者決定
- ◆授与式

長野市ビッグハット(産業フェア in 信州2019会場)

介護事業者や一般の方もぜひご来場ください。(入場無料)

-タイムスケジュール

9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00
準備	ハッカソン実施	→		チームプレゼン、 審査結果発表・表彰		片付け			→

FAXでのお申し込み

※申込者が定員を超えた場合は選考とさせていただきます。

FAX 026-224-5126

氏 名			
職 業	<input type="checkbox"/> 介護関係	<input type="checkbox"/> IT関係	その他 <input type="text"/>
連 絡 先	email	TEL	
住 所	<input type="checkbox"/> 長野市内	<input type="checkbox"/> 長野市外	<input type="text"/>
応募理由	<input type="checkbox"/> ハッカソンに興味がある	<input type="checkbox"/> 介護現場の改善に繋がるヒントが欲しい	
	<input type="checkbox"/> 賞品に魅力を感じた	<input type="checkbox"/> その他 <input type="text"/>	
経歴・スキル (任意)	※チーム編成の参考にさせていただきます。		

主催 長野市

協賛 産業フェア in 信州 実行委員会 / 長野市ICT産業協議会 /

 株式会社ケイエスワイ /  アールエスコンポーネンツ株式会社 /

GEEKLAB.NAGANO / NSEG (Nagano Software Engineer Group) /

特定非営利活動法人長野県ITコーディネータ協議会 (順不同)

問い合わせ : kourei@city.nagano.lg.jp

ホームページより
お申し込みの方はこちら

<https://kaigohackathon-nagano.com/>
www.facebook.com/kaigohackathonnagano/



各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室） 御 中

← 厚生労働省 認知症施策推進室、高齢者支援課、振興課、老人保健課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

年金生活者支援給付金の支給に関する
法律の施行に伴う対応について

計 18 枚（本紙を除く）

vol.737

令和元年8月22日

厚生労働省老健局

認知症施策推進室・高齢者支援課・振興課・老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきます
ようよろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL : 03-5253-1111 (内線3975、3971、3979、3949)
FAX : 03-3503-7894

老推発 0822 第 1 号
老高発 0822 第 1 号
老振発 0822 第 1 号
老老発 0822 第 3 号
年管管発 0822 第 6 号
令和元年 8 月 22 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室長
（ 公 印 省 略 ）
老健局高齢者支援課長
（ 公 印 省 略 ）
老健局振興課長
（ 公 印 省 略 ）
老健局老人保健課長
（ 公 印 省 略 ）
年金局事業管理課長
（ 公 印 省 略 ）

年金生活者支援給付金の支給に関する法律の施行に伴う対応について
（協力依頼）

厚生労働行政の推進につきまして、平素から格段の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成 24 年法律第 102 号。以下「給付金法」という。）が、令和元年 10 月 1 日から施行されます。

給付金法の施行により、老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金（以下「基礎年金」という。）の受給者のうち、公的年金等の収入や所得額が一定基準額以下である等の要件を満たす方は、年金生活者支援給付金（以下「給付金」という。）の支給対象となります。

給付金を受給するためには、原則として、日本年金機構（以下「機構」という。）

から送付する給付金請求書を提出する必要があり、具体的には、主として以下のような区分に応じて、関係書類が送付されます。

- ・ 平成31年4月1日時点で基礎年金を受給しており、かつ、給付金の支給要件を満たしていることが確認できた方（以下「給付金TA対象者」という。）に対しては、機構から、令和元年9月以降順次、給付金のターンアラウンド請求書（以下「給付金TA請求書」という。別添1-2参照）を、年金関係の通知をお送りしている住所へ送付することとしています。
- ・ 平成31年4月2日以降に65歳に到達し、老齢基礎年金の請求を行う方（以下「老齢基礎年金新規請求者」という。）に対しては、機構から、65歳の誕生月の約3カ月前に、給付金請求書（別添2-2参照）を、年金請求書と同封して送付しています。
- ・ その他の方（例：特別支給の老齢厚生年金の受給者、老齢基礎年金の繰上げ受給者、共済組合（私学事業団を含む。以下同じ。）へ基礎年金を請求する方等）に対しては、受給する年金に応じた給付金の御案内等が送付されます。

これらを受けて、給付金TA対象者等は、給付金TA請求書等により給付金請求手続等を行っていただくことが必要となりますが、給付金TA対象者等の中には、介護保険施設入所者等の介護保険サービスを利用している方や、在宅の場合であっても、御自身だけでは手続が困難であり、周囲のサポートを必要とする方がいらっしゃる事が想定されます。

つきましては、介護保険施設等へ給付金TA請求書や給付金請求書等が送付された場合には、確実に、給付金TA対象者等のお手元へ届けていただくとともに、可能な限りの御協力（例：給付金TA対象者等から助言等を求められた場合に、給付金を受け取るためには請求書の内容を十分に確認し請求書を返送していただく必要があることや、不明点については「給付金専用ダイヤル」や「ねんきんダイヤル」へ相談可能であることをお伝えいただく等）をいただく等、給付金の支給手続に遺漏なきよう、格別の御配慮をお願いします。

具体的には、下記のような対応をお願いしたいので、貴管内市区町村及び貴管内介護保険施設等への周知方よろしくお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言である旨申し添えます。

記

I. 給付金 T A 対象者への対応

1 給付金 T A 請求書が届いたことを確認した場合の取扱い

機構から令和元年9月以降、順次、給付金 T A 対象者に対して、ハガキ形式の給付金 T A 請求書（別添 1-2）を、年金関係の通知をお送りしている住所へ送付することとしています。

給付金 T A 請求書には、既に給付金 T A 対象者の情報が印字されているため、氏名や連絡先を記載する等の簡易な手続きのみ必要となっており、給付金 T A 対象者が給付金 T A 請求書へ記入し、郵便ポストへ投函することにより請求手続を行っていただくこととなります。（給付金の請求の流れについては、参考 1 参照）

したがって、給付金 T A 対象者が居住する関係施設へ給付金 T A 請求書が封入された封筒（別添 1-1）が届いた場合や、介護職員等が給付金 T A 対象者の自宅等を訪問した際に、この封筒が届いていることを確認した場合は、給付金 T A 対象者に対して、その封筒を確実にお届けいただいた上で、

- ① 封筒の中身が、給付金を受け取るための大切なお知らせであり、御自身で内容を十分に御確認いただく必要があること
- ② 給付金を受け取るためには同封されている給付金 T A 請求書に氏名等を記入して返送していただく必要があること、また、給付金 T A 請求書はなるべく一週間以内（※1）にご提出いただきたいこと
- ③ 御不明点等については、「給付金専用ダイヤル」に相談可能であること（別添 1-3 のリーフレットの電話番号を参照）

をお伝えいただく等、可能な限り御協力をお願いいたします。

2 御自身による確認等が困難な場合の取扱い

給付金 T A 対象者が認知症である等により、御自身にて給付金 T A 請求書を確認することが困難といった事情がある場合は、介護職員等から、御家族、身元引受人又は後見人等に対して、その封筒を確実にお届けいただいた上で、給付金 T A 請求書の確認を依頼していただくよう、可能な限り御協力をお願いいたします。

なお、給付金 T A 請求書の氏名等を自筆で書くことが困難な場合には、代理人等が代筆することが可能です。この場合は、御本人の押印が必要となります。

3 管轄の年金事務所との連携

御不明点等がある場合には、お近くの年金事務所

(<https://www.nenkin.go.jp/section/soudan/index.html>)へ御相談ください。

Ⅱ. 老齡基礎年金新規請求者への対応

1 年金請求書（給付金請求書を含む。）が届いたことを確認した場合の取扱い

老齡基礎年金新規請求者に対しては、機構から、65歳の誕生月の約3カ月前に、A4サイズの給付金請求書（別添2-2）を、年金請求書と同封して送付しています。（※2）（給付金の請求の流れについては参考1参照）

したがって、老齡基礎年金新規請求者が居住する関係施設へ年金請求書と給付金請求書が封入された封筒（別添2-1）が届いていることを確認した場合や、介護職員等が老齡基礎年金新規請求者の自宅等を訪問した際に年金請求書と給付金請求書があわせて届いていることを確認した場合は、老齡基礎年金新規請求者に対して、その封筒を確実にお届けいただいた上で、

- ① 封筒の中身が、年金や給付金を受け取るための大切なお知らせであり、御自身で内容を十分に御確認いただく必要があること
- ② 年金や給付金を受け取るためには年金請求書や給付金請求書に氏名等を記入して提出する必要があること
- ③ 年金や給付金の請求手続に関する御不明点等については、「ねんきんダイヤル」に相談可能であり、また、年金事務所の窓口においても、年金や給付金の請求手続に関する相談を、事前に予約した上で実施していること（別添2-1の封筒に記載の「ねんきんダイヤル」等の電話番号を参照）をお伝えいただく等、可能な限り御協力をお願いいたします。

2 御自身による確認等が困難な場合の取扱い

老齡基礎年金新規請求者が認知症である等により、御自身にて給付金請求書等を確認することが困難といった事情がある場合は、介護職員等から御家族、身元引受人又は後見人等に対して、その封筒を確実にお届けいただいた上で、給付金請求書等の確認を依頼していただくよう、可能な限り御協力をお願いいたします。

なお、給付金請求書等の氏名等を自筆で書くことが困難な場合には、代理人等が代筆することが可能です。この場合は、御本人の押印が必要となります。

3 管轄の年金事務所との連携

御不明点等がある場合には、お近くの年金事務所へ御相談ください。

Ⅲ. その他の方（特別支給の老齢厚生年金の受給者、老齢基礎年金の繰上げ受給者、共済組合へ基礎年金の請求書を提出する方等）への対応

1 給付金の御案内等が届いたことを確認した場合の取扱い

特別支給の老齢厚生年金の受給者、老齢基礎年金の繰上げ受給者、共済組合へ基礎年金の請求書を提出する方（※3）等（以下「特別支給の老齢厚生年金の受給者等」という。）に対しては、それぞれ、機構又は共済組合から、受給する年金に応じた給付金の御案内等が送付されます。（給付金の請求の流れについては参考1参照）

したがって、特別支給の老齢厚生年金の受給者等の居住する関係施設へ給付金の御案内等が封入された封筒が届いた場合や、介護職員等が特別支給の老齢厚生年金の受給者等の自宅等を訪問した際に、給付金の御案内等が封入された封筒が届いていることを確認した場合は、特別支給の老齢厚生年金の受給者等に対して、その封筒を確実にお届けいただいた上で、

- ① 封筒の中身が、年金や給付金を受け取るための大切なお知らせであり、御自身で内容を十分に御確認いただく必要があること
- ② 年金や給付金を受け取るためには年金請求書や給付金請求書に氏名等を記入して提出する必要があること
- ③ 年金や給付金の請求手続きに関する御不明点等については、「ねんきんダイヤル」等（各共済組合からの年金の御案内については各共済組合が指定する電話番号）に相談可能であり、また、年金事務所の窓口においても、年金や給付金の請求手続きに関する相談を、事前に予約した上で実施していること

をお伝えいただく等、可能な限り御協力をお願いいたします。

2 御自身による確認等が困難な場合の取扱い

特別支給の老齢厚生年金の受給者等が認知症である等により、御自身にて給付金の御案内等を確認することが困難といった事情がある場合は、介護職員等から御家族、身元引受人又は後見人等に対して、その封筒を確実にお届けいただいた上で、給付金の御案内等の確認を依頼していただくよう、可能な限り御協力をお願いいたします。

なお、年金請求書や給付金請求書の氏名等を自筆で書くことが困難な場合には、代理人等が代筆することが可能です。この場合は、御本人の押印が必要となります。

3 管轄の年金事務所との連携

御不明点等がある場合には、お近くの年金事務所へ御相談ください。

- ※1 一週間を過ぎても手続きは可能です。ただし令和元年12月末日を過ぎて手続きをした場合、令和2年2月分からの給付金のお支払いとなり、令和元年10月分から令和2年1月分までの給付金を受け取れません。
- ※2 障害基礎年金・遺族基礎年金を新規に請求する場合は、その方からの請求により、所定の年金請求書にあわせてA4サイズの給付金請求書が送付されます。この場合もⅡの老齢基礎年金新規請求者と同様の対応をお願いします。
- ※3 以下のような場合が該当します。
 - ・ 共済組合のみに加入していた方が老齢基礎年金の請求書を共済組合に提出する場合
 - ・ 共済組合に加入している期間中に初診日がある方が当該病気やケガにより障害基礎年金の請求書を共済組合に提出する場合
 - ・ 共済組合の加入者であった方が亡くなった場合に、加入者の遺族が遺族基礎年金の請求書を共済組合に提出する場合

(参考)

年金生活者支援給付金制度の概要等については、参考2や以下の厚生労働省ホームページも御参照願います。

<https://www.mhlw.go.jp/nenkinkyuufukin/index.html>

別添資料集

I . 給付金TA対象者※へ送付する給付金TA請求書等

※ 平成31年4月1日時点で基礎年金を受給しており、かつ、給付金の支給要件を満たしていることが確認できた方

I . に該当する方への送付物

別添1-1 封筒

別添1-2 給付金TA請求書

別添1-3 給付金手続きに関するリーフレット

I.に該当する方(給付金TA対象者※)へ送付する封筒

※平成31年4月1日時点で基礎年金を受給しており、かつ、
給付金の支給要件を満たしていることが確認できた方

**年金生活者を支援する給付金を
受け取るための大切なお知らせです。**

料金後納
郵便



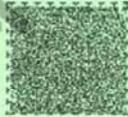
(開封前に宛名をご確認ください。)

重要手続き書類在中

 **日本年金機構**
Japan Pension Service
〒168-8505
東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号

見本

※このマークは、音声モードでの
目の不自由な方向封筒情報を
音声で聞くことができます。



あなたは年金生活者支援給付金を
受け取ることができるため
同封のはがきを提出してください

見本

『日本年金機構ホームページ』 <http://www.nenkin.go.jp/>

別添1-1の封筒に封入する給付金TA請求書(案)

年金生活者支援給付金請求書 (印刷校正前) (ハガキ形式のターンアラウンド請求書) 印字イメージ

請求書面表		請求書面表 ←二次元コードは、事務処理で使用するため、汚さないでください。	
年金生活者支援給付金請求書		年金生活者支援給付金を請求いたします。	
氏名	フリガナ XXXX XXXX	提出日	令和 年 月 日
電話番号	12345678901	生年月日	XX99年99月99日
		種別コード	1
※上記の太枠内を必ずご記入ください。			
◎ 日本年金機構では、請求者ご本人やご家族（世帯員）の所得情報を市町村から提供いただき、年金生活者支援給付金の要件を判定しています。（所得に関する情報について、関係法令に基づき、申告義務がある場合には、正しく申告する必要があります。）			
1908.1018.013.A			

対象者の照会番号	123456789012
令和元年12月支払いのため 令和元年10月18日 までに届くよう投函してください	
上記より遅れてご提出の場合は、お支払いが令和2年2月以降となります。	
168-8505 東京都杉並区高井戸西 XX-XX-X	年金 太郎 様
切り離してご提出ください	

請求書面裏	宛名面裏
年金生活者支援給付金 見込額 (月額)	X,XXX 円
給付金種別	老齢 年金生活者支援給付金
● 請求した場合の年金生活者支援給付金の見込額 (月額) は次のとおりです。	
年金生活者支援給付金を受け取るためには、この請求書の提出が必要となりますので、速やかにお手続きをお願いします。	
年金生活者支援給付金は、消費税率引き上げ分を活用し、公的年金等の収入金額や所得金額が一定基準以下の方に、生活の支援を図ることを目的として、年金に上乗せして支給するものです。	
※実際に支給される年金生活者支援給付金額は、この見込額 (月額) と異なる場合があります。 ※見込額欄が「*」で表示の方には、お手続き後に改めてお知らせいたします。	
ご記入の際は、 同封の「年金生活者支援給付金請求手続きのご案内リーフレット」をご覧ください	

請求書面裏	宛名面裏
〒1330-9690 日本年金機構 〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3-5-24 〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3-5-24	〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3-5-24
年金生活者支援給付金請求書	年金生活者支援給付金請求書

別添1-1の封筒に封入するリーフレット表面(案)

はがき(年金生活者支援給付金請求書)の書き方と見方

■ 記入例

- ① 下記⑦～⑩をすべてご記入ください。
- ⑦ 本はがきの宛名に記載のある氏名を書いてください。
- ※ 自筆署名の場合、押印は不要です。
- ⑧ 記入した日を書いてください。
- ⑨ 日中通じる電話番号を書いてください。
- ⑩ 同封の目隠しシールを、⑦⑧⑨の面を覆うように貼ってください。
- ③ 表面に切手を貼り、郵便ポストへご投函ください。

※ はがき(年金生活者支援給付金請求書)は折り曲げたり、目隠しシール以外のシール等を貼ったりしないでください。

■ 年金生活者支援給付金の見込み額

この見込み額は、おむすの年金に上乗せして支給される年金生活者を受け取る給付金を受け取るための請求書です。

年金生活者支援給付金を受け取るためには、この請求書の提出が必須となります。年金生活者支援給付金は、所定の手続きを完了し、公的年金の収入金額や所得金額が一定水準以下の場合、年金生活者支援給付金を支給いたします。

● 見込み額は、年金生活者支援給付金の見込み額(月額)は次のとおりです。

年金生活者支援給付金 見込み額(月額)	XXXX 円
お祝い金(月額)	XXXX 円

※ 請求書に提出される年金生活者支援給付金(月額)は、この見込み額(月額)とWages等が異なります。

※ 見込み額は「1」で表示されています。お手帳等に記す際は「1」を省略して表示してください。

同封の「年金生活者支援給付金請求書の手続きのご案内」をご覧ください。

給付金のお問い合わせは「給付金専用ダイヤル」へ!

- 給付金専用ダイヤル : **0570-05-4092 (ナビダイヤル)**
 050 から始まる電話でおかけになる場合は **(東京)03-5539-2216**
- ＜受付時間＞
- | | | |
|-------|---------------|----------------------------------------|
| 月曜日 | 午前8:30～午後7:00 | * 月曜日が祝日の場合は、翌開所日に午後7:00まで。 |
| 火～金曜日 | 午前8:30～午後5:15 | * 祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。 |
| 第2土曜日 | 午前9:30～午後4:00 | |
- お問い合わせの際は、はがき(年金生活者支援給付金請求書)をご用意ください。
 (注) 間違い電話が発生しておりますので、おかけ間違いのないようご注意ください。

年金生活者支援給付金請求手続きのご案内リーフレット

年金生活者支援給付金は、消費税率引き上げを活用し、公的年金等の収入や所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

- ✓ 本案内は年金生活者支援給付金が受け取れる方に、ご案内しています。
- ✓ 同封のはがき(年金生活者支援給付金請求書)に、必要事項をご記入の上、**なるべく一週間以内※1にご提出ください。**

■ 請求手続きの流れ

- ① 同封のはがき(年金生活者支援給付金請求書)を切り取り線に沿って切り離し、氏名などを記入
- ② 目隠しシールと切手を貼り、郵便ポストに投函
 - ・ 2019年10月※2に、支給決定通知書が到着
 - ・ 2019年12月上旬※2に、振込通知書が到着
- ③ 12月中旬※2に、受給している年金と同時※3に、年金生活者支援給付金を支給

【ご注意ください】

- ※1 一週ンを過ぎても手続きは可能です。ただし2019年12月末日を過ぎて手続きをした場合、2020年2月分からの年金生活者支援給付金のお支払いとなり、2019年10月分～2020年1月分の年金生活者支援給付金を受け取れません。
- ※2 ご提出時期により、上記日程は異なります。
- ※3 年金生活者支援給付金のお支払いは、2カ月分を翌々月の中旬に年金と同じ受取口座に、年金とは別途お支払いします。

ご不明な点がございましたら、給付金専用ダイヤルまたは年金事務所へお問い合わせください。
 『給付金専用ダイヤル』: 0570-05-4092 (ナビダイヤル)



XXXX-XXXX-XXXX

別添1-1の封筒に封入するリーフレット裏面(案)

支給要件と給付額の計算方法

給付金種別が「老齢」の方

■ **支給要件** 以下の支給要件をすべて満たしている方が対象となります。

- 65歳以上で、老齢基礎年金^{※1}を受けている
 - 請求される方の世帯全員の市町村民税が非課税となっている
 - 前年の年金収入額とその他の所得額の合計が879,300円以下である
- ※ 旧法の老齢年金、旧共済の退職年金、その他の老齢・退職を支給事由とする年金であって、政令で定める年金についても対象となります。

■ 給付額

基準額に、保険料納付済期間等に応じて算出され、次の①と②の合計額となります^{※1}。

- ① 保険料納付済期間に基づく額 (月額)
= 5,000円 × 保険料納付済期間^{※2} / 480月
- ② 保険料免除期間に基づく額 (月額)
= 10,834円^{※3} × 保険料免除期間^{※2} / 480月

- ※1 前年の年金収入額とその他の所得額の合計が779,300円を超え879,300円以下の方には、①に一定割合を乗じた補足的老齢年金生活者支援給付金が支給されます。
- ※2 給付額の算出のもととなった保険料納付済期間や保険料免除期間は、お手持ちの年金証書や支給額変更通知書等で確認できます。
- ※3 保険料全額免除、3/4免除、1/2免除期間は10,834円(老齢基礎年金満額(月額)の1/6)、保険料1/4免除期間は5,417円(老齢基礎年金満額(月額)の1/12)となります。毎年度の老齢基礎年金の額の変更に応じて変動します。

給付額の例

▶ 納付済月数が480カ月、全額免除月数が0カ月の場合

- ① 5,000円 × 480 / 480月 = 5,000円 ② 10,834円 × 0 / 480月 = 0円
<合計> ① 5,000円 + ② 0円 = 5,000円 (月額)

給付金種別が「障害」の方

■ **支給要件** 以下の支給要件をすべて満たしている方が対象となります。

- 障害基礎年金^{※1}を受けている
 - 前年の所得額が「4,621,000円 + 扶養親族の数 × 38万円^{※2}」以下である
- ※1 旧法の障害年金、旧共済の障害年金であって、政令で定める年金についても対象となります。
- ※2 同一生計配偶者のうち70歳以上の者または老人扶養親族の場合は48万円、特定扶養親族または16歳以上19歳未満の扶養親族の場合は63万円となります。

■ 給付額

- 障害等級が2級の方：5,000円(月額)
- 障害等級が1級の方：6,250円(月額)

給付金種別が「遺族」の方

■ **支給要件** 以下の支給要件をすべて満たしている方が対象となります。

- 遺族基礎年金を受けている
 - 前年の所得額が「4,621,000円 + 扶養親族の数 × 38万円[※]」以下である
- ※ 同一生計配偶者のうち70歳以上の者または老人扶養親族の場合は48万円、特定扶養親族または16歳以上19歳未満の扶養親族の場合は63万円となります。

■ 給付額

- 5,000円(月額)
ただし、2人以上の子が遺族基礎年金を受給している場合は、5,000円を子の数で割った金額がそれぞれにお支払いとなります。

留意事項

■ 添付書類は不要

- 市町村から提供を受ける所得情報により、年金生活者支援給付金の支給要件を満たしているか判定していますので、基本的に課税証明書等の添付は必要ありません。

※ 所得情報を確認できない場合など、提出をお願いする場合があります。

※ 所得に関する情報について、関係法令に基づき、申告義務がある場合に、正しく申告する必要があります。

- 支給要件を満たす場合、2年目以降のお手続きは原則不要となります。

- 支給要件を満たさなくなった場合、年金生活者支援給付金は支給されません。その際は「年金生活者支援給付金不該当通知書」をお送りします。

■ 給付額の改定

- 給付額は、毎年度、物価の変動による改定(物価スライド改定)があります。
- 給付額を改定した場合は「年金生活者支援給付金額改定通知書」をお送りします。

■ 年金生活者支援給付金が支給されない場合

- 次の①~③のいずれかの事由に該当した場合、年金生活者支援給付金は支給されません。

- 日本国内に住所がないとき
 - 年金が全額支給停止のとき
 - 刑事施設等に拘禁されているとき
- ①または③の場合は必ず届出が必要となりますので、給付金専用ダイヤルまたは年金事務所にご相談ください。

■ ご記入が困難な場合

- ✓ 請求書の氏名などを自筆で書くことが困難な場合には、代理人などがご本人の氏名をご記入いただけます。この場合は、押印が必要となります。

別添資料集

Ⅱ. 老齢基礎年金新規請求者※へ送付する給付金請求書等

※ 平成31年4月2日以降に65歳に到達し、老齢基礎年金の請求を行う方

Ⅱ. に該当する方への送付物

別添2-1 封筒

別添2-2 給付金請求書及び給付金手続きに関するリーフレット

別添2-1の封筒に封入している請求書及びリーフレット表面

年金生活者支援給付金のご案内

(2019年10月開始)

- ✓ 年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入や所得額が一定基準額以下の、高齢者の方の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。
- ✓ 支給要件に該当しない場合は支給されません。
※ 支給要件等の詳細は裏面をご覧ください。
- ✓ **給付金を受け取るには、請求書の提出が必要です。**

請求手続き

- ① 請求書に、氏名などを記入
- ② 65歳になる誕生日の前日以降に、年金の請求書と一緒に提出
※ 原則、添付書類は不要です。
- ③ 審査の後、2019年10月以降に、通知書が到着
※ 給付金の通知書は年金証書送付後にお送ります。
- ④ 基準額 月額5,000円※の給付金が年金に上乗せ支給
※ 実際の金額は、納付済期間等により異なります。

- 給付金のお支払いは、2カ月分を翌々月の中旬に年金と同じ口座に振り込みます。
(例えば、10月分と11月分を12月中旬に振り込みます。)
- 2019年12月までに請求された場合、制度がはじまる2019年10月分からのお支払いとなります。
2020年1月以降に請求が遅れると、さかのぼって支払いがされず、請求した月の翌月分からのお支払いとなりますのでご注意ください。

ご不明な点がございましたら、年金事務所へお問い合わせください。



1952 1008 016

年金生活者支援給付金請求書

届書コード	712	※基礎年金番号 (10桁) で開出する場合は左詰めでご記入ください。									
①個人番号 (マイナンバー) または基礎年金番号											
フリガナ											
②氏名	姓 名										
③生年月日	5.	昭和		年		月		日			
④住所	〒 - - ()										

※ ①～④の上記空白欄内にご記入ください。
※ 署名が自筆の場合は、押印は必要ありません。
※ 給付金は、年金の受取口座と同じ金融機関へお支払いします。

【日本年金機構記入欄】 ※以下、記入しないでください。

給付金種別	1. 老齢	2. 障害	3. 遺族
⑤認定年月日	⑥請求年度	⑦所得額	⑧不該当年月日
9 年 月 日	9	円	9 年 月 日
⑨年金受取口座	⑩年金受取口座	⑪年金受取口座	⑫年金受取口座
9 年 月 日	9	円	9 年 月 日



見本

(切り離して提出してください。)

留意事項

請求書の提出をいただく際には、次のすべての支給要件を満たしていることが必要です。

- ① 65歳以上で、老齢基礎年金を受けている方※1
 - ② 請求される方の世帯全員の市町村民税が非課税となっている方※2
 - ③ 前年の年金収入額と所得額の合計が879,300円以下である方
- ※1 老齢基礎年金が決定されている必要があります。老齢基礎年金の決定がされていない場合は給付金は支給されません。
- ※2 市町村の所得情報を利用して、日本年金機構において要件を満たしているか否かが判定しますので、課税証明書等の添付は必要ありません。(所得情報を確認できない場合など、ご提出をお願いする場合がございます。)
- 所得に関する情報について、関係法令に基づき、申告義務がある場合には、正しく申告する必要がある場合があります。

(注) 日本国内に住所がないとき、老齢基礎年金が全額支給停止のとき、刑事施設等に拘禁されているときは、支給されません。

給付額と計算方法

老齢年金生活者支援給付金の給付額は、月5,000円を基準とし、保険料納付済期間等に応じて算出されます※1。

老齢年金生活者支援給付金は①と②の合計額となります。※1

- ① 保険料納付済期間に基づく額 (月額)
= 5,000円※2 × 保険料納付済期間 / 480月
- ② 保険料免除期間に基づく額 (月額)
= 約10,800円※2※3 × 保険料免除期間 / 480月

※1 前年の年金収入額と所得額の合計が779,300円を超え879,300円以下である方には、①に一定割合を乗じた補足的老齢年金生活者支援給付金が支給されます。

※2 毎年物価スライドにより改定

※3 保険料全額免除、3/4免除、1/2免除期間については約10,800円、保険料1/4免除期間については、約5,400円となります。

[給付額の例]

- > 納付済月数が420カ月、全額免除月数が0カ月の場合
 - ① 5,000円×420/480月=4,375円
 - ② 10,800円×0/480月=0円 ①+②=4,375円+0円=4,375円 (月額)
- > 納付済月数が240カ月、全額免除月数が60カ月の場合
 - ① 5,000円×240/480月=2,500円
 - ② 10,800円×60/480月=1,350円 ①+②=2,500円+1,350円=3,850円 (月額)
- > 納付済月数が60カ月、全額免除月数が240カ月の場合
 - ① 5,000円×60/480月=625円
 - ② 10,800円×240/480月=5,400円 ①+②=625円+5,400円=6,025円 (月額)

ご不明な点がございましたら、年金事務所へお問い合わせください。

(請求書裏面)

参考資料集

(参考1)請求の流れ

(参考2)給付金の概要

給付金の請求の流れ

参考 1

・ご不明点につきましては、封筒や同封のリーフレットでご案内しているお問い合わせ先にご相談ください。

【Ⅰに該当する方】給付金T A対象者 別添 1 参照
 (平成31年4月1日時点で老齢、障害、遺族基礎年金を受給しており、かつ、給付金の支給要件を満たしていることが確認できた方)

日本年金機構から給付金T A請求書が郵送される (令和元年9月頃)

給付金T A請求書に氏名などを記入

切手を貼って投函する (令和元年10月18日まで)

【Ⅱに該当する方】老齢基礎年金新規請求者 別添 2 参照
 (平成31年4月2日以降に65歳に到達し、老齢基礎年金の請求を行う方、又は障害・遺族基礎年金を新規に請求する方)

・平成31年4月2日以降に65歳に到達し、老齢基礎年金の請求を行う方に対しては、機構から、年金請求書と給付金請求書が郵送される。(※1) (誕生日の3か月前)

(※1) 障害・遺族基礎年金を新規に請求する方に対しては、その者の請求により、所定の年金請求書と給付金請求書が郵送される。

市区町村で年金請求に必要な添付書類の入手

年金請求書と給付金請求書を記入

年金請求書と給付金請求書について、あわせて年金事務所へ相談・提出(※2) (誕生日の前日以降)

(※2) 第1号被保険者期間等に初診日等のある者に係る請求書は市区町村へ提出。(障害の場合)

【Ⅲに該当する方】その他の方
 (特別支給の老齢厚生年金の受給者、老齢基礎年金の繰上げ受給者、共済組合へ基礎年金の請求書を提出する方等)

・受給する年金の状況に応じて、それぞれ異なる封筒が順次届きます。

特別支給の老齢厚生年金の受給者

年金請求書と一体型の給付金請求書(はがき形式)を送付 (65歳の誕生日の前月末：令和元年10月に65歳到達の者から)

請求方法

年金請求書と一体型の給付金請求書(はがき形式)を日本年金機構へ提出 (切手を貼って投函)

老齢基礎年金の繰上げ受給者

給付金請求書(はがき形式)を送付 (65歳の誕生日の前月末：令和元年8月に65歳到達の者から)

請求方法

給付金請求書(はがき形式)を日本年金機構へ提出 (切手を貼って投函)

共済関係

<p>老齢基礎年金を新規に請求する方(共済)</p> <p>共済組合から、給付金のリーフレットを年金請求書に同封して送付(65歳の誕生日前※3)</p> <p>請求方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年金事務所又はねんきんダイヤルに相談後、給付金請求書は年金事務所へ提出 ・年金請求書は共済組合へ提出 	<p>障害・遺族基礎年金を新規に請求する方(共済)</p> <p>初診日が共済加入期間の方(障害)や死亡した加入者の家族の方(遺族)等に対して、その者の請求により、共済組合から、給付金請求書等を年金請求書に同封して送付</p> <p>請求方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給付金請求書は年金事務所へ提出 ・年金請求書は共済組合へ提出
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(※3) 共済組合によって送付時期が異なります。

- 年金生活者支援給付金は、本年10月1日からの消費税率引き上げ分を活用し、**公的年金制度等の収入や所得額が一定基準額以下**の年金受給者の生活を支援するために、**年金に上乗せして支給するもの**。
- 給付金を受給するためには、「**年金生活者支援給付金請求書**」の提出が必要。

高齢年金生活者支援給付金の概要

【支給要件】

- 以下の支給要件の全てを満たしている方が対象。
 - 65歳以上で老齢基礎年金の受給者であること(※)
 - 請求する方の世帯全員の市町村民税が非課税であること
 - 前年の公的年金等の収入金額とその他の所得(給与所得や利子所得等)との合計額が、879,300円以下であること。

(※) 旧法の老齢年金、旧共済の退職年金、その他の老齢・退職を支給事由とする年金であって、政令で定める年金についても対象。

【給付額】

- 基準額に、保険料納付済期間等に応じて算出され、次の①と②の合計額となる。

- ① 保険料納付済期間に基づく額(月額)

$$= 5,000 \text{円} (\ast 2) \times \text{保険料納付済期間} (\ast 1) / 480 \text{月}$$
- ② 保険料免除期間に基づく額(月額)

$$= 10,834 \text{円} (\ast 3) \times \text{保険料免除期間} (\ast 1) / 480 \text{月}$$

(※1) 給付金の算出のもととなった保険料納付済期間や保険料免除期間は、年金証書や支給額変更通知書等で確認可能。

(※2) 毎年度、物価変動に応じて改定。

(※3) 保険料全額免除、3/4免除、1/2免除期間は10,834円(老齢基礎年金満額(月額)の1/6)、保険料1/4免除期間は5,417円(老齢基礎年金満額(月額)の1/12)。毎年度の老齢基礎年金の額の改定に応じて変動。

- ◆ 前年の年金収入額とその他の所得の合計が779,300円を超えており、879,300円以下の方には、老齢年金生活者支援給付金を受給する者と所得総額が逆転しないよう、①に一定割合を乗じた補足的老齢年金生活者支援給付金が支給される。

障害・遺族年金生活者支援給付金の概要

【支給要件】

- 以下の支給要件の全てを満たしている方が対象。
 - 障害基礎年金または遺族基礎年金の受給者であること
 - 前年の所得額が「4,621,000円 + 扶養親族の数 × 38万円(※)」以下である

(※) 同一生計配偶者のうち70歳以上の者または老人扶養親族の場合は48万円、特定扶養親族または16歳以上19歳未満の扶養親族の場合は63万円となる。

【給付額】

- 障害等級2級の者または遺族である者 = 5,000円(※) (月額)
- 障害等級1級の者 = 6,250円(※) (月額)

(※) 毎年度、物価変動に応じて改定。

その他

【施行日】 令和元年10月1日(消費税率10%への引き上げの日)

(※) 10月施行のため、初回の給付金支払いは、10月・11月分を12月に支給。

【手続】 本人の認定請求により受給権発生。日本年金機構が支払事務を実施し、年金と同様に2ヶ月毎に支給。

※ 給付金を受給するに当たっての留意事項

- (1) 申請を行う際は原則、課税証明書等の添付は必要なし。
- (2) 支給要件を満たす場合、2年目以降の手続きは原則不要。支給要件に該当しなくなった場合は、日本年金機構から「年金生活者支援給付金不該当通知書」が送付される。
- (3) 次の①～③のいずれかに該当する場合は、給付金の支給対象外となる。
 - ① 日本国内に住所がない
 - ② 年金が全額支給停止
 - ③ 刑事施設等に拘禁されている

給付金に関する問い合わせ先：「給付金専用ダイヤル」

TEL: 0570-05-4092

050から始まる電話であかけになる場合は(東京) 03-5539-2216

ALS 協会長野県支部

10 周年記念講演 & 交流会のお知らせ

2009 年 10 月に支部の再開を開始してからこれまで多くの人々に支えられて今年で 10 年の節目を迎えることになりました。支えていただいた多くの皆様にお集まりいただき、新たな時を刻むことが出来ればと考え、講演会 & 交流会を開催することとなりました。皆様のご参加をお待ちしております。

日時・場所

日時：2019 年 10 月 26 日（土） 10 時～16 時

場所：ホテル信濃路（長野市中御所岡田町 131-4 ☎026-226-5212）

※別紙の参加申込書にてお申込みください。

※移送サービス（送迎）を希望される方はご相談ください。

内容

1. 講演「コミュニケーション支援の最新情報」 10 時半～

講演者：株式会社オリィ研究所

（代表取締役所長吉藤健太郎氏による遠隔講演も予定されています。）

2. 会食 12 時～ ※食事は要予約 別紙にてお申込みください。

3. 交流会 13 時～

4. 講演「在宅 ALS 患者を支えて」 14 時～

講演者：マリオス小林内科クリニック リハビリテーション科長 中田隆文氏

特別企画～浦上秀樹『こころ Moji 展』～

浦上秀樹氏プロフィール

1973年 2月9日埼玉県上尾市生まれ、春日部市在住。

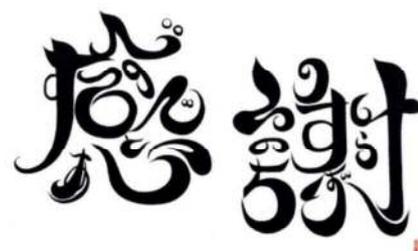
1993年 21歳の時、筋肉が徐々に減少していく進行性の病気、遠位型（えんいがた）ミオパチーを発症。

2010年 □に筆をくわえて描く「こころ Moji」を始める。

「こころ Moji」とは…

漢字に別の意味を持つひらがなを組み合わせ、新たなメッセージを生み出すアート。隠れている「ひらがな探し」と作品に添えた「解説（こころ）」をお楽しみください。

☆「感謝」には『すべてのであいのちのすばらしさ』という、ひらがなが隠れています。



演者紹介



吉藤健太郎氏プロフィール

孤独解消を目的とした分身ロボットの研究開発を独自のアプローチで取り組み、自身の研究室を立ち上げ、2012年株式会社オリィ研究所を設立、代表取締役所長。

青年版国民栄誉賞「人間力大賞」、スタンフォード大学 bootCamp 日本代表ほか、AERA「日本を突破する100人」、フォーブス誌が選ぶアジアを代表する青年30人「30 Under 30 2016 ASIA」など。

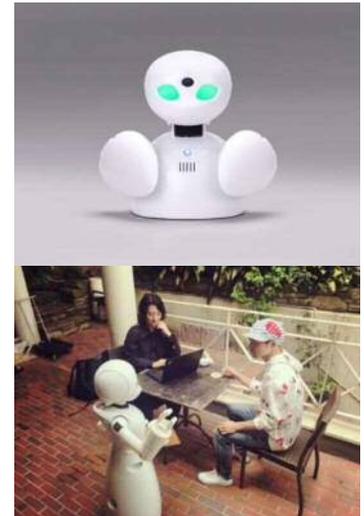
2018年デジタルハリウッド大学大学院特任教授就任。

<オリィ研究所の概要>

オリィ研究所は、孤独化の要因となる「移動」「対話」「役割」などの課題をテクノロジーで解決し、これからの時代の新たな「社会参加」を実現します。

私たちはこれまでに、遠隔操作でありながら、「その場にいる」感覚を共有できる分身ロボット『OriHime』、難病や身体障害があっても、目の動きだけで意思伝達を行える『OriHime eye』、テレワークにおける身体的社会参加を可能にする分身ロボット『OriHime-D』などのプロダクトを世の中に送り出してきました。

コミュニケーションテクノロジーによって新たな形の社会参加を実現し、人々の孤独を解消すると共に、社会そのものの可能性を拡張していくこと。それがオリィ研究所のミッションです。



中田隆文氏プロフィール

30年以上の呼吸リハビリテーションの臨床経験を生かし、地域の呼吸障害者の支援を目的に、2005年に訪問リハビリテーション専門の診療科の開設に関わった。現在は呼吸器疾患以外にも、難病、在宅呼吸療法が必要な医療的ケア児、終末期の呼吸ケア、誤嚥性肺炎予防にも取り組んでいる。関わったALS患者は80名を超える。在宅医療の現場で実臨床、教育、執筆活動、研究・学会報告、地域支援（災害医療研修の参加、難病の患者会の支援、地域医療を推進する事業に協力し、地域医療・地域リハビリテーションの普及、推進）に携わっている。

<資格・役職>

内部障害理学療法専門分野専門理学療法士 生活環境支援理学療法専門分野専門理学療法士
呼吸理学療法講座（理学療法講習会）代表 日本呼吸ケア・リハビリテーション学会 代議員
東北呼吸ケアフォーラム 幹事 岩手県呼吸不全研究会 幹事
盛岡市在宅医療介護連携事業連絡協議会 委員

<所属学会>

日本理学療法士協会、日本呼吸器学会、日本プライマリ・ケア連合学会、日本在宅医学会、日本呼吸療法医学会、日本呼吸ケア・リハビリテーション学会、日本訪問リハビリテーション協会

お問い合わせ先

ALS 協会長野県支部 事務局
長野市豊野町豊野 454-3 和田方
電話/fax 026-257-4653
E-mail: als.naganoken@gmail.com

長野県支部設立10周年記念講演&交流会 参加申込書

(開催日 令和元年10月26日(土) 10時~16時)

*参加形態に○印をご記入ください。

会食会は普通食の提供とさせていただきます。(参加費500円、会食費1,200円)

療養者の方で普通食以外のご希望は各自持ち込みでお願いいたします。

なお、持ち込みご希望の方は持ち込み希望に○印をしてください。

会場準備のため、参加形態について、○印をしてください。

●療養者・ご家族関係者記入用

お名前	参加形態		会食会		関係(○印をおつけください)
	午前	午後	注文	持込	
					療養者・家族・その他()
					療養者・家族・その他()
					療養者・家族・その他()
					療養者・家族・その他()
					療養者・家族・その他()

療養者の方が参加の場合は下記にもご記入ください。

呼吸器使用：無・有

車椅子使用：無・有

●医療・福祉・行政機関、その他関係者記入用

お名前	参加形態		会食会	所属	職種
	午前	午後			

日本ALS協会長野県支部事務局 行

TEL・FAX 026-257-4653 (Fax・メール可)

E-mail: als.naganoken@gmail.com

申し込み期限 令和元年 9月30日(月)